

高圧ガス保安法 改正対応表

※新冷媒対応のため掲名制度を廃止し、一定温度における圧力を規定
(平成31年4月22日経済産業省告示第109号 平成31年5月1日施行)

該当箇所	改正後	改正前
p125 6行目	FC1類容器 <u>液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)</u> であって次のいずれにも該当するものを充填する容器。 イ 温度48度における圧力の数値の5/3倍が3.0MPa以下 ロ 温度60度における圧力の数値が2.4MPa以下	FC1類容器 液化フルオロオレフィン1234yf、液化フルオロオレフィン1234ze、液化フルオロカーボン12、(以下液化フルオロカーボンを省略)134a、500、401A、401B、115、412A、218、407D、22、502 を充填する容器。
p125 10行目	FC2類容器 <u>液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)</u> であって次のいずれにも該当するものを充填する容器。 イ 温度48度における圧力の数値の5/3倍が4.0MPa以下 ロ 温度60度における圧力の数値が3.2MPa以下	FC2類容器 液化フルオロカーボン900JA、(以下液化フルオロカーボンを省略)509A、407C、402B、404A、407A、901JA、507A、402A、407B、125若しくは407E、又は前号に掲げるガスを充填する容器。
p125 14行目	FC3類容器 <u>液化フルオロカーボン(可燃性ガス及び毒性ガスを除く。)</u> であって次のいずれにも該当するものを充填する容器。 イ 温度48度における圧力の数値の5/3倍が5.0MPa以下 ロ 温度60度における圧力の数値が4.0MPa以下	FC3類容器 液化フルオロカーボン410B、(以下液化フルオロカーボンを省略)410JA、410A、若しくは32又は前2号に掲げるガスを充填する容器。

※コロナ禍による法改正

(令和2年4月10日省令第37号 同日施行)

該当箇所	改正後	改正前
p275 最下段から 13行目	(1) 保安検査の期間(冷凍則第40条第2項) 都道府県知事等が行う保安検査は、3年以内に少なくとも1回以上(災害その他やむを得ない場合は経済産業大臣が定める期間に1回以上)行うものとする。	(1) 保安検査の期間(冷凍則第40条第2項) 都道府県知事等が行う保安検査は、3年以内に少なくとも1回以上行うものとする。
p280 上部四角囲 い内	3 法第35条の2の規定により、自主検査は第一種製造者の製造施設にあって法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているか、又は第二種製造者の製造施設にあっては法第12条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて1年に1回以上(災害その他やむを得ない場合は経済産業大臣が定める期間に1回以上)行わなければならない。	3 法第35条の2の規定により、自主検査は第一種製造者の製造施設にあって法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているか、又は第二種製造者の製造施設にあっては法第12条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて1年に1回以上行わなければならない。